



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *54 和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例 (総務課)..... 2
- *55 和歌山県国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例 (国民健康保険課)..... 10
- *56 和歌山県国民健康保険保険給付費等交付金条例 ()..... 11
- *57 和歌山県国民健康保険事業費納付金条例 ()..... 12
- *58 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例 (教育委員会)..... 13
- *59 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部)..... 14

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例

1 条例概要

次のとおり、改正しました。

(1) 和歌山県個人情報保護条例

実施機関非識別加工情報の提供に関し必要な事項を定めるとともに、所要の改正を行うこととしました。(第 1 条、第 2 条、第 7 条、第 10 条、第 15 条、第 45 条の 2～第 45 条の 17、第 47 条、第 51 条、第 59 条及び第 62 条関係)

(2) 和歌山県情報公開条例

(1) の一部改正に伴う所要の改正を行うこととしました。(第 7 条、第 9 条及び第 15 条関係)

2 施行期日

公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。ただし、附則第 2 項の規定は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例

1 条例概要

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うこととしました。(第 1 条～第 7 条関係)

2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行します。ただし、附則第 2 項の規定は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県国民健康保険保険給付費等交付金条例

1 条例概要

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関し必要な事項を定めることとしました。

2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県国民健康保険事業費納付金条例

1 条例概要

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項を定めることとしました。

2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行します。ただし、附則第 2 項の規定は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県立紀の川高等学校を廃止することとしました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

自動車の保管場所を確保していることを証する書面に相当する通知を行うべきことの申請に対する審査の手数料の額を定めることとしました。(別表第 3 第 15 項関係)

2 施行期日

平成 30 年 2 月 5 日から施行します。

条 例

和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 54 号

和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例

(和歌山県個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 和歌山県個人情報保護条例(平成 14 年和歌山県条例第 66 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章 事業者が取り扱う個人情報の保護(第 44 条・第 45 条)」を「第 3 章 事業者が取り扱う個人情報の保護(第 44 条・第 45 条)」に改める。
非識別加工情報の提供(第 45 条の 2—第 45 条の 17)」を「第 3 章の 2 実施機関
第 3 章の 2 実施機関
扱う個人情報の保護(第 44 条・第 45 条)」に改める。

第 1 条中「明らかにする」の次に「ほか、実施機関非識別加工情報(実施機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。)の提供に関する事項を定める」を、「により」の次に「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな県民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ」を加える。

第 2 条第 2 号中「平成 15 年法律第 58 号」の次に「。第 45 条の 6 第 3 号、第 5 号及び第 7 号並びに第 59 条第 3 項において「行政機関個人情報保護法」という。」を加え、同条第 5 号中「平成 13 年和歌山県条例第 2 号」の次に「。以下「情報公開条例」という。」を加え、同条第 7 号中「平成 15 年法律第 59 号」の次に「。第 45 条の 6 第 3 号及び第 6 号において「独立行政法人等個人情報保護法」という。」を加え、同条に次の 4 号を加える。

(12) 非識別加工情報 次に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この号において同じ。）の区分に応じて次に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の実施機関の規則で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第45条の10第1項において同じ。）ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

ア 第1号アに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

イ 第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(13) 実施機関非識別加工情報 次のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この号において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に情報公開条例第7条に規定する非開示情報（同条第2号に掲げる情報を除く。以下この号において同じ。）が含まれているときは、当該非開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。

ア 第15条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

イ 情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている公文書の情報公開条例第5条の規定による開示の請求があったとしたならば、当該実施機関が次のいずれかを行うこととなるものであること。

(ア) 当該公文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

(イ) 情報公開条例第15条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

ウ 県政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第45条の10第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

(14) 実施機関非識別加工情報ファイル 実施機関非識別加工情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

ア 特定の実施機関非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構

成したもの

イ アに掲げるもののほか、特定の実施機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして実施機関の規則で定めるもの

(15) 実施機関非識別加工情報取扱事業者 実施機関非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 国の機関

イ 独立行政法人等

ウ 地方公共団体

エ 地方独立行政法人

オ 地方公社

第 7 条中「保有個人情報」の次に「（実施機関非識別加工情報（実施機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。第 10 条において同じ。）及び削除情報（第 45 条の 2 第 3 項に規定する削除情報をいう。第 10 条及び第 15 条第 2 項第 6 号において同じ。）に該当するものを除く。次条、第 9 条、第 12 条、第 14 条及び第 16 条第 1 項において同じ。）」を加える。

第 10 条中「個人情報」の次に「（実施機関非識別加工情報及び削除情報に該当するものを除く。次条、第 36 条及び第 43 条において同じ。）」を加える。

第 15 条第 1 項中「（第 3 項において）」を「（以下）」に改め、同項第 4 号中「次項第 9 号」を「次項第 11 号」に、「次項第 8 号」を「次項第 10 号」に改め、同条第 2 項中第 10 号を第 12 号とし、第 5 号から第 9 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 実施機関非識別加工情報ファイルに該当する個人情報ファイル

(6) 記録情報に削除情報が含まれる個人情報ファイル

第 3 章の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 2 実施機関非識別加工情報の提供

（実施機関非識別加工情報の作成及び提供等）

第 45 条の 2 実施機関は、この章の規定に従い、実施機関非識別加工情報（実施機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この章及び第 47 条第 5 号において同じ。）を作成し、及び提供することができる。

2 実施機関は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために実施機関非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 前項の「削除情報」とは、実施機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この章において同じ。）から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第 45 条の 3 実施機関は、当該実施機関が保有している個人情報ファイルが第 2 条第 13 号アからウまでのいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次

に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第15条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項及び第45条の3各号に掲げる事項」とする。

- (1) 第45条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- (2) 第45条の5第1項の提案を受ける当該実施機関の組織の名称及び所在地
- (3) 当該個人情報ファイルが第2条第13号イ(イ)に係る部分に限る。)に該当するときは、第45条の8第1項において準用する情報公開条例第15条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会が与えられる旨

(提案の募集)

第45条の4 実施機関は、実施機関の規則で定めるところにより、定期的に、当該実施機関が保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。)について、次条第1項の提案を募集するものとする。

(実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第45条の5 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する実施機関非識別加工情報をその事業の用に供する実施機関非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、実施機関に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、実施機関の規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 提案に係る個人情報ファイルの名称
- (3) 提案に係る実施機関非識別加工情報の本人の数
- (4) 前号に掲げるもののほか、提案に係る実施機関非識別加工情報の作成に用いる第45条の10第1項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
- (5) 提案に係る実施機関非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該実施機関非識別加工情報がその用に供される事業の内容
- (6) 提案に係る実施機関非識別加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
- (7) 提案に係る実施機関非識別加工情報の漏えいの防止その他当該実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他実施機関の規則で定める書類を添付しなければならない。

- (1) 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (2) 前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな県民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(欠格事由)

第45条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。

- (1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法若しくは他の地方公共団体の個人情報保護条例（地方公共団体における個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定める条例をいう。以下この条において同じ。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (4) 第45条の14の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (5) 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により行政機関個人情報保護法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (6) 独立行政法人等個人情報保護法第44条の14の規定により独立行政法人等個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第10項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (7) 他の地方公共団体の個人情報保護条例の規定（行政機関個人情報保護法第44条の14に相当する規定に限る。）により契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (8) 法人その他の団体であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの（提案の審査等）

第45条の7 実施機関は、第45条の5第1項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- (1) 第45条の5第1項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 第45条の5第2項第3号の提案に係る実施機関非識別加工情報の本人の数が、実施機関非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて実施機関の規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- (3) 第45条の5第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特定される加工の方法が第45条の10第1項の基準に適合するものであること。
- (4) 第45条の5第2項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな県民生活の実現に資するものであること。
- (5) 第45条の5第2項第6号の期間が実施機関非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて実施機関の規則で定める期間を超えないものであること。
- (6) 第45条の5第2項第5号の提案に係る実施機関非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第7号の措置が当該実施機関非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める基準に適合するものであること。

2 実施機関は、前項の規定により審査した結果、第45条の5第1項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、実施機関の規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 第45条の9の規定により実施機関との間で実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項

3 実施機関は、第1項の規定により審査した結果、第45条の5第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、実施機関の規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第45条の8 個人情報ファイル簿に第45条の3第3号に掲げる事項の記載がある個人情報ファイルに係る第45条の5第1項の提案については、当該提案を当該提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報に記載されている公文書の情報公開条例第5条の規定による開示の請求と、前条第2項の規定による通知を当該公文書の全部又は一部を開示する旨の決定とみなして、情報公開条例第15条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「実施機関は」とあるのは「実施機関（和歌山県個人情報保護条例第2条第3号に規定する実施機関をいう。次項において同じ。）は」と、「実施機関の規則」とあるのは「実施機関の規則（同条第4号に規定する実施機関の規則をいう。次項において同じ。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、実施機関の規則で定める。

2 前項において準用する情報公開条例第15条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた同条第1項に規定する第三者が第45条の5第1項の提案に係る実施機関非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなして、この章の規定を適用する。

(実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

第45条の9 第45条の7第2項の規定による通知を受けた者は、実施機関の規則で定めるところにより、実施機関との間で、実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(実施機関非識別加工情報の作成等)

第45条の10 実施機関は、実施機関非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして実施機関の規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 実施機関は、前項の基準を定め、又は変更しようとするときは、和歌山県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定は、実施機関から実施機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(実施機関非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第45条の11 実施機関は、実施機関非識別加工情報を作成したときは、当該実施機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第45条の3の規定により読み替えられた第15条第1項の規定の適用については、同項中「及び第45条の3各号」とあるのは、「並びに第45条の3各号及び第45条の11各号」とする。

- (1) 実施機関非識別加工情報の概要として実施機関の規則で定める事項
- (2) 次条第1項の提案を受ける当該実施機関の組織の名称及び所在地
- (3) 次条第1項の提案をすることができる期間

（作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等）

第45条の12 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された実施機関非識別加工情報をその事業の用に供する実施機関非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、実施機関に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該実施機関非識別加工情報について第45条の9の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該実施機関非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 第45条の5第2項及び第3項、第45条の6、第45条の7並びに第45条の9の規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第45条の5第2項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第8号までに」と、同項第4号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第45条の10第1項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第8号中「前各号」とあるのは「第1号及び第4号から前号まで」と、第45条の7第1項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第7号までに」と、同項第7号中「前各号」とあるのは「第1号及び前3号」と、同条第2項中「前項各号」とあるのは「前項第1号及び第4号から第7号まで」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号及び第4号から第7号まで」と読み替えるものとする。

（手数料）

第45条の13 第45条の9の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額の手数料を納めなければならない。

- (1) 第45条の8第1項において準用する情報公開条例第15条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第1項に規定する第三者1人につき210円（当該機会を与える場合に限る。）
 - (2) 実施機関非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
 - (3) 実施機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）
- 2 前条第2項において準用する第45条の9の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、次の各号に掲げる実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 第45条の9の規定により当該実施機関非識別加工情報の利用に関する

契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

- (2) 第45条の9（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

（実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の解除）

第45条の14 実施機関は、第45条の9（第45条の12第2項において準用する場合を含む。）の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- (2) 第45条の6各号（第45条の12第2項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

（安全確保の措置）

第45条の15 実施機関は、実施機関非識別加工情報、実施機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第45条の10第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「実施機関非識別加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして実施機関の規則で定める基準に従い、実施機関非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、前項の基準を定め、又は変更しようとするときは、和歌山県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定は、実施機関から実施機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第45条の16 実施機関非識別加工情報等の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第3項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た実施機関非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（実施機関における実施機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情処理）

第45条の17 実施機関は、実施機関における実施機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第47条第1号中「及び」を「若しくは」に、「並びに第14条第2項第3号」を「、第14条第2項第3号、第45条の10第2項又は第45条の15第2項」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 実施機関非識別加工情報の取扱いについて、調査審議し、実施機関に建議すること。

第51条第5項中「、第3号、第4号又は第5号」を「又は第3号から第6号まで」に改める。

第59条第3項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を「行政機関個人情報保護法」に改め、同条第4項中「（平成15年法律第57号）」を削る。

第62条中「受託事務等」の次に「若しくは第45条の15第3項の受託業務」を加え、「保有個人情報を

含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構築したものを「第 2 条第 6 号アに係る個人情報ファイル」に改める。

(和歌山県情報公開条例の一部改正)

第 2 条 和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第 2 条第13号に規定する実施機関非識別加工情報（同条第14号に規定する実施機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「実施機関非識別加工情報」という。）又は実施機関非識別加工情報の作成に用いた同条第 5 号に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した同条第 1 号アに規定する記述等若しくは同条第 2 号に規定する個人識別符号

第 9 条中「第 7 条第 1 号」の次に「及び第 3 号」を加える。

第15条第 2 項第 1 号中「同条第 3 号ただし書」を「同条第 4 号ただし書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第 1 条の規定による改正後の和歌山県個人情報保護条例第45条の10第 1 項又は第45条の15第 1 項の基準を定めようとするときは、この条例の施行前においても、和歌山県個人情報保護審議会の意見を聴くことができる。

和歌山県国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第55号

和歌山県国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例

和歌山県国民健康保険運営協議会条例（平成29年和歌山県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。次条において「改正法」という。）附則第 9 条」を「国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条」に改める。

第 2 条を削る。

第 3 条の見出しを「（委員の定数）」に改め、同条第 1 項第 2 号及び第 4 号中「第 5 条第 2 項」を「第

4 条第 2 項」に改め、同条第 3 項を削り、同条を第 2 条とし、第 4 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 和歌山県国民健康保険運営協議会の設置に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

和歌山県国民健康保険保険給付費等交付金条例をここに公布する。

平 成 2 9 年 1 2 月 2 6 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第56号

和歌山県国民健康保険保険給付費等交付金条例

和歌山県国民健康保険調整交付金条例（平成17年和歌山県条例第106号）の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第75条の 2 第 1 項並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び算定政令において使用する用語の例による。

(国民健康保険保険給付費等交付金)

第 3 条 県は、法第75条の 2 第 1 項の規定に基づき、県内の市町村に対し、国民健康保険保険給付費等交付金を交付する。

2 国民健康保険保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金とする。

(普通交付金)

第 4 条 普通交付金は、県内の市町村に対し、算定政令第 6 条第 2 項に定める事項を勘案して、知事が別に定めるところにより交付する。

(特別交付金)

第 5 条 特別交付金は、県内の市町村に対し、算定政令第 6 条第 6 項各号に掲げる額の合算額を勘案して、知事が別に定めるところにより交付する。

2 法第72条の 2 第 1 項の規定による繰入金のうち、特別交付金の交付に充てられる部分は、知事が別に定める。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関し必要な事項は、知

事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）による改正前の法第72条の2第1項の規定により交付する都道府県調整交付金については、なお従前の例による。

和歌山県国民健康保険事業費納付金条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第57号

和歌山県国民健康保険事業費納付金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第75条の7第1項の規定に基づき、国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）において使用する用語の例による。

(国民健康保険事業費納付金の徴収)

第3条 県は、法第75条の7第1項の規定に基づき、県内の市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収する。

2 県は、前項の徴収に当たっては、あらかじめ、県内の市町村が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、知事が別に定めるところにより、当該市町村に対して通知するものとする。

(算定政令第9条第3項の条例で定める基準)

第4条 算定政令第9条第3項の条例で定める基準は、県内の市町村間における年齢調整後医療費指数の格差その他の事情が反映されるようにすることとする。

(算定政令第9条第4項の条例で定める値)

第5条 算定政令第9条第4項の条例で定める値は、算定政令附則第4条の規定により読み替えられた同項第1号に掲げる値とする。

(算定政令第9条第5項の条例で定める基準)

第6条 算定政令第9条第5項の条例で定める基準は、算定政令附則第4条の規定により読み替えられた同項第1号に掲げる額を同条の規定により読み替えられた同項第2号に掲げる額で除して得た数とする。

(算定政令第9条第6項の条例で定める数)

第7条 算定政令第9条第6項の条例で定める数は、算定政令附則第4条の規定により読み替えられた同

項第 1 号に掲げる数とする。

(算定政令第 9 条第 7 項の条例で定める数)

第 8 条 算定政令第 9 条第 7 項の条例で定める数は、同項第 2 号に掲げる数とする。

(算定政令第 9 条第 9 項の条例で定める範囲)

第 9 条 算定政令第 9 条第 9 項の条例で定める範囲は、0 から 1 までとする。

(算定政令第 10 条第 3 項の条例で定める基準)

第 10 条 算定政令第 10 条第 3 項の条例で定める基準は、算定政令附則第 4 条の規定により読み替えられた同項第 1 号に掲げる額を同条の規定により読み替えられた同項第 2 号に掲げる額で除して得た数とする。

(算定政令第 10 条第 4 項の条例で定める数)

第 11 条 算定政令第 10 条第 4 項の条例で定める数は、算定政令附則第 4 条の規定により読み替えられた同項第 1 号に掲げる数とする。

(算定政令第 10 条第 5 項の条例で定める数)

第 12 条 算定政令第 10 条第 5 項の条例で定める数は、同項第 2 号に掲げる数とする。

(算定政令第 10 条第 7 項の条例で定める範囲)

第 13 条 算定政令第 10 条第 7 項の条例で定める範囲は、0 から 1 までとする。

(算定政令第 11 条第 3 項の条例で定める基準)

第 14 条 算定政令第 11 条第 3 項の条例で定める基準は、同項第 1 号に掲げる額を同項第 2 号に掲げる額で除して得た数とする。

(算定政令第 11 条第 4 項の条例で定める数)

第 15 条 算定政令第 11 条第 4 項の条例で定める数は、同項第 1 号に掲げる数とする。

(算定政令第 11 条第 5 項の条例で定める数)

第 16 条 算定政令第 11 条第 5 項の条例で定める数は、同項第 2 号に掲げる数とする。

(算定政令第 11 条第 7 項の条例で定める範囲)

第 17 条 算定政令第 11 条第 7 項の条例で定める範囲は、0 から 1 までとする。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第58号

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例（昭和31年和歌山県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

和歌山県立伊都中央高等学校	橋本市高野口町名古曾5 5 8	を
和歌山県立紀の川高等学校	伊都郡かつらぎ町大字新田1 2 0	
「		
和歌山県立伊都中央高等学校	橋本市高野口町名古曾5 5 8	に
」		

改める。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 9 年 1 2 月 2 6 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第59号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第15項第 3 号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 法第 4 条第 1 項ただし書の規定に基づく道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面に相当する通知を行うべきことの申請に対する審査

1 件につき 2,100円

附 則

この条例は、平成30年 2 月 5 日から施行する。